

NPO 法人フリースクール全国ネットワーク代表理事
NPO 法人東京シューレ理事長 奥地 圭子

「普通教育機会確保法～3年で見直し」に向けて

1. 法成立後、「学校復帰を前提とする」という諸通知の文言を洗い出し、法の基本指針に統一して矛盾のないようにすることを再三要望してきた。また、2018年7月11日合同議連総会では文科省自身が行うとの説明があり、同年12月3日、2019年3月15日でも要望した。しかし、未だになされておらず、混乱も起きている。作業日程を示されたい。
2. 法成立後2年の変化の中で、フリースクールにやってくる小中学生、なかんづく小学生が増えている。これは長期に学校外で育つ子が増えていることであり、若い保護者層のニーズに応える必要がある。附則2にあるように、速やかに経済支援の具体化をするべきである。
幼保無償化のための「改正子ども・子育て支援法」が5月10日成立した。憲法で「無償」とされている義務教育の段階で、不登校の子どもが学校以外を活用して成長する場合にも、「無償化」が本気で検討される必要があろう。
3. 各地のフリースクールは、公費支援のない中で、自前で苦勞しながら運営しているが、法第6条にあるように、国、地方自治体は、財政措置を検討し、示してほしい。フリースクール等への公的支援への道すじをつけるため、まず「不登校等支援交付金」または「教育機会確保支援交付金」等、具体的支援が始まるようにもって行ってほしい。
4. 学校外の学びの重要性が法第13条に明記されたが、親の就学義務を果たすために学校教育法上、学校外で実質学んでも、フリースクールと学校の二重籍問題は解決しない。このための子ども・保護者の負担感はもちろん学校の負担感も大きいと思われ、学校外の学びを希望する子どもの親に対し、たとえば馳座長試案にあったような何らかの方策(ex. “個別学習計画”)が取れるよう、附則3に則って改定をのぞみたい。

5. 先回 12 月 17 日合同会議にも提案しているが、子どもの実態に応じた教育機会確保のため、次の 2 つの調査を実施する必要がある。

- i) 不登校児童生徒のうち、登校 10 日以下が 11%にのぼるが、ほとんど通っていないこれらの子ども達の家庭に対するニーズ調査
- ii) 外国籍の学齢期の子どもの不登校、不就学の状況と子どもの教育機会確保の状況についての実態調査

6. 法第 10 条では、教育課程特例校の整備・充実が謳われているが、公立設置の場合は、国の支援が示されていても、私立には一切応援施策がない。まずは、モデル事業からでも着手してほしい。また、特例校設置の際の学校設置基準の緩和を行ってほしい。

7. 法の条文上の文言の見直しを次の点で行ってほしい。

- i) 第 6 条、第 10 条、第 11 条の「講ずるよう努めるものとする」を「講ずるものとする」に変更
- ii) 第 11 条の「公立の教育施策」の「公立」を削除
- iii) 第 11 条、第 13 条の「不登校児童生徒」を「不登校児童生徒等」とする

8. しかし、最も感じるのは、「周知不足」である。私達もフリースクールや親の会を通して周知に努力しているが、国、地方自治体は、教育委員会、学校、地域の人々に、もっと周知をして行ってほしい。これは命にかかわることでもあり、学校が苦しい子にとっての自死も防げるかもしれない。法成立後、教育委員会は、どのような取り組みをしたか、の調査結果を早く示していただき、それを土台に周知への取り組みを強めてほしい。